

きぼう利用推進有識者委員会の運営について（改訂案）

平成 28 年 2 月 26 日

きぼう利用推進有識者委員会

きぼう利用推進有識者委員会（以下「委員会」という。）の運営に関しては、以下のとおりとする。

1. 議事

- (1) 委員会は、委員及び議事に関係のある専門委員・臨時委員の半数以上の出席をもって成立とする。
- (2) 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある専門委員・臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによるものとする。

2. 議事のカテゴリ

審議事項とは、委員会として何らかの決定を必要とする事項とする。

討議事項とは、委員会として意見集約を必要とする事項とする。

報告事項とは、事務局等より委員会に説明を必要とする事項とする。

3. 議事録の作成

事務局は委員会終了後議事録案を作成し、メール等により出席委員に諮り原則として速やかに公開する。つた上で、次回委員会において承認を得ることとする。議事概要は後日原則として公開するものとし、公開する場合には無記名とする。

4. 電子メール等による審議等

緊急に構成員のコメント等を求める必要があるものの、委員会を開催することが日程的に困難な場合には、委員長の了解を得た上で、電子メールまたは郵便等の手段により、委員にコメント等を求めることができる。その取りまとめ結果等については、次回の委員会において報告を行うこととする。

5. 関係者の出席等

~~(1) JAXA 役職員は必要に応じ、本委員会を傍聴できるものとする。~~

~~(2) 以下に所属する関係者は委員長判断のもと必要に応じて傍聴できるものとする。~~

- ・ JAXA
- ・ 文部科学省
- ・ 委員会の事務局を支援する団体

以上